

## 対象者

ご契約時に18歳未満のお子さまがおられる方

## ご契約内容

毎月の払込金額が1万円以上

JAは、お子さまの成長と未来を応援しています。  
お子さまの未来のために今からはじめませんか！

※お子さまの年齢等を確認できる資料として「健康保険被保険者証」など18歳未満のお子さまがおられることが確認できる資料をご提示願います。



取扱期間：平成30年10月1日（月）～平成31年2月28日（木）

年**0.15**%

（税引後0.119%）

契約期間 **1年以上**  
**2年未満**

年**0.25**%

（税引後0.199%）

契約期間 **2年以上**  
**3年未満**

年**0.30**%

（税引後0.239%）

契約期間 **3年以上**  
**5年以内**

対象契約期間 ●平成30年10月1日（月）～平成31年2月28日（木）

ご契約いただける方 ●ご契約時に18歳未満のお子さまがおられる方に限ります。

対象契約期間 ●1年以上5年以内

対象払込金額 ●毎月の払込金額が1万円以上の契約に限ります。

対象払込方法 ●契約時の毎回の払込（ボーナスによる払込を含みます）方法が貯金振替の契約に限ります。

- 店頭表示金利は原則として毎週見直ししており、預入日の店頭表示金利が適用となります。店頭表示金利は各支店窓口または当JAのホームページでご確認願います。
- 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に受け取る利息については、復興特別所得税を付加した20.315%の税金が差し引かれます。
- 満期日前に中途解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
- 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べいたします。または契約時の約定利率の割合による延滞利息をいただきます。
- 定期積金の満期日以後の利息は、解約日における所定の普通貯金利率により計算いたします。
- 金利情勢の変化により、金利を変更または取扱いを中止させていただく場合がございます。
- 定期積金は貯金保険の対象です。当JAにお預け入れの貯金について、1貯金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。
- 「定期積金」の商品内容については、商品概要説明書に記載しております。



〒015-8538 秋田県由利本荘市荒町字塙台1-1 TEL 0184-27-1665 FAX 0184-27-1666

URL <http://www.akita-shinsei.or.jp/> JA秋田しんせい 検索

詳しくは、お気軽にお近くの支店金融窓口 または “ふれあいパートナー”へ お問い合わせ下さい。